

演習（事例検討）

1 はじめに

児童虐待については、平成 12 年に、深刻化する児童虐待の予防及び対応方策とするために「児童虐待の防止等に関する法律」（「児童虐待防止法」）が制定された。しかしそれ以降も、全国の相談件数は増加しており、県内においても深刻なケースが見られることから、発生予防から早期発見・早期対策への重点的な取組を一層進める必要がある。

児童虐待防止法により、学校・児童福祉施設及び学校の教職員・児童福祉施設の職員には虐待の早期発見の努力義務が、また発見者には通告の義務が課せられており、令和元年 6 月に児童虐待防止法等の改正法が成立し、親権者等による体罰禁止が法定化（令和 2 年 4 月施行）されたことにより、これまで以上に児童虐待が疑われる事案に対して、教職員・保育従事者一人一人がアンテナを高くたて適切に対応できるよう、学校園としての対応の流れや、子どもや保護者に対する支援の在り方等についての理解と認識を深めることが大切である。

2 研修プログラム

（1）研修のねらい

児童虐待が疑われる子どもを発見したときの学校としての初期対応や、子どもへの支援や保護者への対応、関係機関との連携について理解を深める。

（2）研修の流れ

時間	活動内容	留意点
前半導入 3分	1 本日の研修のねらいを確認する。 ・事例検討の内容を聞く。	○本研修の趣旨説明を聞く。
前半 21分	2 〈ワークシート〉の事例についての「1 初期対応から通告前まで」を考え、各自で〈ワークシート〉に記入する。【8分】	○誰が、どこに、どのような対応をしていくのか具体的に個人で書く。 ※「教職員・保育従事者のための児童虐待対応の手引き（第三版）（岡山県教育庁人権教育・生徒指導課 R6. 3）」の10ページ参照
	3 記入した内容について、各グループで話し合う。【8分】	○グループづくりを行い、進行係、記録係、発表係を決める。 ○自校の体制の見直しと組織としての対応を確認する。 ※適宜、グループ内で意見交換

	4 グループで話し合った内容を（1～2グループ程度）発表し、全体で共有する。【5分】	
後半導入 2分	5 後半の説明を聞く。	○通告後の対応と支援と関係機関との連携について確認する。
ロールプレイ 10分	6 保護者対応のロールプレイングを実施する。	○威圧的な保護者に対して毅然とした対応をしていくことを確認する。
展開 19分	7 「2 支援・対応や連携の仕方」について考え、各自で〈ワークシート〉に記入する。【7分】	○「本人に対する支援」「保護者に対する対応」「関係機関との連携」の3つの視点から考える。 ※「教職員・保育従事者のための児童虐待対応の手引き（第三版）（岡山県教育庁人権教育・生徒指導課 R6. 3）」の15～25 ページ参照
	8 記入した内容について、各グループで話し合う。【7分】	※適宜、グループ内で意見交換
	9 グループで話し合った内容を（1～2グループ）程度発表し、全体で共有する。【5分】	

○虐待を疑ったら、一人で抱え込まず、まず、管理職に相談し組織で対応すること、通告は支援の始まりであり、定期的に関係機関等と連絡を取り合うことが大切であることを確認する。

〈ワークシート〉

父親による心理的虐待・身体的虐待の事例（高等学校）

〈事例〉

生徒 A（高2女子）は、父と母と兄（大学2年生）の4人家族。学校での表情が乏しく、口数が少ない。成績は良好だが、最近では体調不良（頭痛・胃痛）で保健室を頻繁に利用していた。友人の前でも「死にたいな、パキりたい」「どうせ自分はダメ」と話することがある。保健室を訪れた際、リストカットをした傷に気づいた養護教諭が優しく話を聞いたところ、毎回のテスト結果や模試の結果について、「テストの点が悪かったとき、父に怒鳴られて、叩かれることがある」と打ち明けてきた。生徒 A の父親は、彼女の成績が「全て」に関わると考えており、「試験で失敗したら家から出て行け」「この大学に入らなければ意味がない」と頻繁に圧力をかけられる。また、模試の成績が悪いと「価値がない」「死んだ方がマシ」と罵倒される。養護教諭がチェックしたところ、太ももに皮下出血があることを確認した。生徒 A は、家庭でのプレッシャーに悩んでおり、涙を流し「家に帰りたくない」「自分なんかいない方が良い」と話した。

【前半】

1 この事例を把握した後、どのように対応したらよいと考えますか。「初期対応から通告前まで」について考えてみましょう。（時系列で考えてください）

※いつ、誰が、どこに、どのような対応をするか。本人の置かれている状況を把握し、本人がどうしてほしいのか、どのように希望しているのかを踏まえた上で検討する。

- 子どもへの対応について

- 校内組織体制の確認（教職員の連携）

- 記録について

グループ協議 MEMO

【後半】**ロールプレイ実践**(威圧的な保護者対応)

教師:「本日はお時間いただき、ありがとうございます。今日は〇〇さん(お子さん)の学校での様子について、少しお話しできればと思ひまして…。」

父親:「は？呼び出される理由がわからん。うちの子に何か問題でもあんのか？」

教師:「いえ、学習面などではよく頑張っておられます。ただ、最近、〇〇さんが元気がなかったり、身体に傷が見られたりすることがありまして、少し心配しております。」

父親:「あ？うちではちゃんと躰してんだよ。あんたら学校が家庭のことに口出しすんじゃねえよ。」

教師:「私たちもご家庭の努力は理解しております。ですが、お子さんの様子から、何か困っていることがあるのではと感じたため、まずは保護者の方と共有したいと思ひました。」

父親:「あのな、学校は勉強だけ見てりゃいいんだよ。家のことまで詮索すんな。」

教師:『(毅然と、かつ落ち着いて)

』

父親:「どういうことなら。本人が甘えているから躰をしてんだろうが。それが虐待になるんか？脅しか？」

教師:「いえ、あくまでお子さんの安心と安全が最優先です。学校の判断で、行政や専門機関とも連携させていただきます。」

保護者(さらに詰め寄る):「お前ら、勝手に通告して家を壊す気か？この子の将来を壊す気か。お前らに責任とれるんか？絶対に許さんぞ！」

教師:「私たちにとって、誰かを責めることではなく、〇〇さんが安心して過ごせる環境を整えることが何よりも大切です。」

2 Aから相談を受けた後、学校は本人への「支援」や保護者への「対応」について、関係機関とどう「連携」すべきか、また、どんなことに留意しなければいけないでしょうか。自分の考えを具体的に書いてみましょう。※通告して終わりとならないようにしましょう。

「本人に対して」

「保護者に対して」

「関係機関との連携」

グループ協議 MEMO

対応例

〈ワークシート〉

父親による本人への心理的虐待・身体的虐待の事例（高等学校）

〈事例〉

生徒 A（高2女子）は、父と母と兄（大学2年生）の4人家族。学校での表情が乏しく、口数が少ない。成績は良好だが、最近は体調不良（頭痛・胃痛）で保健室を頻繁に利用していた。友人の前でも「死にたいな、パキりたい」「どうせ自分はダメ」と話している。保健室を訪れた際、リストカットをした傷に気づいた養護教諭が優しく話を聞いたところ、毎回のテスト結果や模試の結果について、「テストの点が悪かったとき、父に怒鳴られて、叩かれることがある」と打ち明けてきた。生徒 A の父親は、彼女の成績が「全て」に関わると考えており、「試験で失敗したら家から出て行け」「この大学に入らなければ意味がない」と頻繁に圧力をかけられる。また、模試の成績が悪いと「価値がない」「死んだ方がマシ」と罵倒される。養護教諭がチェックしたところ、太ももに皮下出血があることを確認した。生徒 A は、家庭でのプレッシャーに悩んでおり、涙を流し「家に帰りたくない」「自分なんかいない方が良い」と話した。

【前半】

1 この事例を把握した後、どのように対応したらよいと考えますか。「初期対応から通告前まで」について考えてみましょう。（時系列で考えてください）

記録をとる

① 子どもへの対応。

- ・ 安心できる環境で、非対立的・共感的に話を聞く
「無理させられてない?」「勉強、辛くない?」など、感情に寄り添う問いかけ、決して保護者を非難せず、子どもの言葉を尊重する
→ 置かれている状況について、子ども自身から聴き取る。（話しやすい場づくり）
- ・ 必要であれば、子どもが理解できるように、児童相談所への連絡や一時保護の可能性など、今後の流れについて分かる範囲で伝える。
→ 状況を把握し、本人の希望や意向を踏まえた上で相談機関につないでいく。

② 管理職及び虐待対応担当者を中心に校内組織会議を開く。

（メンバー例：担任だけで抱え込まず、スクールカウンセラー、養護教諭、生徒指導担当などと連携、状況に応じて学校長や教育委員会と連携）

※虐待対応担当者等を確認しておく。

- ・ 管理職に相談・報告をする。（一人で抱え込まない）
- ・ 外部機関の対応窓口担当者（教頭など）を明確にすること。

③ 情報を集める（市町村の相談窓口等）。

- 校内組織会議で情報を収集し、通告・相談について検討する。
- 管理職及び虐待対応担当者で初期対応について検討する。
- 兆候の把握と観察、家庭の状況把握をすること。
- 通っていた中学校に連絡を取り、情報収集・共有に努める。

①～③等を確認した上で **通告・相談** をする

【記録の留意点について】

- ※ 事異変の日時・内容・子どもの発言などを記録
 - ・客観的・具体的な表現で残す(例:「〇月〇日 保健室で『死にたいくらい勉強がつらい』と発言」)実に基づいた正確な記録が必要。
- 【客観的な情報と主観的な情報(所見など)は分けて掲載】
 - ・根拠の記録
 - 虐待を疑った根拠となる事象について具体的、時系列で記録
 - ・子どもの訴えの記録
 - 子ども自身からの訴えの場合は、子どもの言葉で記録、表情や態度も記録
 - ・情報の記録
 - 直接または伝聞の情報の区別
 - ・保護者の話の記録
 - 保護者からの電話や面談、日時や内容、様子を経過に従い具体的に記録
 - ・傷やあざ等の記録
 - 傷やあざについて写真・スケッチなど必要に応じて記録。
 - もっとも有効な記録は医師の診断書。

【後半】

- 2 Aから相談を受けた後、学校は本人への「支援」や保護者への「対応」について、関係機関とどう「連携」すべきか、また、どんなことに留意しなければいけないでしょうか。自分の考えを具体的に書いてみましょう。※通告して終わりとならないようにしましょう。

「本人に対して」

- ・子どもの心身のケアを最優先。
- ・安心・安全な学校生活を維持。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる継続的支援を促す。
- ・教師自身も、「見守っている」「味方である」というメッセージをさりげなく伝える。
- ・教師は「無理に家庭を変えよう」とはせず、「子どもが安心して学べる環境をつくる」ことに集中。

「保護者に対して」

- ・原則、児相の判断・指示に従って動く。
- ・必要に応じて保護者と面談を行うが、非対立的な姿勢を維持(責めない・押し付けない)。
- ・子どもに不利益が出ないよう、慎重に進める。
- ・教育虐待は家庭文化や価値観の見直しを要するため、短期的には改善しづらい。
- ・継続的な関わりが信頼につながり、結果的に保護者の意識が変わることもある。

「関係機関との連携」

- ・ 児童相談所、精神保健福祉センター等を SSW や SC と連携して、適切な関係機関につないでいく。
- ・ ケース会議(校内ケース会議、要保護児童対策地域協議会ケース会議)を通して、市町村又は児童相談所等と情報交換し、情報共有に努める。
- ・ 定期的又は状況の変化等に応じて、市町村又は児童相談所等と連絡を取り合い、対応方針や留意事項を共通理解しておく。
- ・ 市町村や児童相談所の求めに応じ、概ね1か月に1回程度、出欠状況や家庭からの連絡の有無、欠席の理由について書面にて情報提供する。
- ・ 理由の如何にかかわらず、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合は、速やかに市町村(虐待対応担当課)や児童相談所に情報提供する。
- ・ 中学校と連絡を取り、生徒 A についての情報交換をする。 など

(参考として)

○「一時保護」になった場合の対応

- ・ 児童生徒の一時保護中の生活指導や学習指導に関して、児童相談所と連携して対応する。
- ・ 一時保護所の学習環境が、指導要録上出席扱いとすることができるかを判断する。(一時保護所等において一定の要件を満たす指導・相談を受けた日数)

○「一時保護」解除後の対応

- ・ クラスメイトに対して事前に配慮を促しておく。
- ・ 普段と変わったことがないか、学校において継続して注意深く見取っていく。
- ・ 気になる点があれば、児童相談所や市町村(虐待対応担当課)に相談する。